

多賀城市耐震改修促進計画の概要

1 目的

地震による建物の倒壊等から市民の命と財産を守るため、市と県が連携して、既存建物の耐震診断、耐震改修をスムーズに進めるための具体的な目標や取組を定めることを目的としています。

2 計画策定の背景

阪神・淡路大震災を契機に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）の改正を受け、平成20年3月に「多賀城市耐震改修促進計画」を策定しました。以後、国や県の動向に合わせて計画を更新し、市内の建築物の耐震化を継続して推進しています。

3 計画の目標

（1）住宅の耐震化の目標値

● 住宅（木造・非木造）の耐震化率

前回改定時点の耐震化率 （平成30年度）	現状の耐震化率 （令和5年度）	目標とする耐震化率 （令和12年度）
86.8%	91.8%	96.0%

（2）市有建築物の耐震化の目標値

● 市有建築物の耐震化率

前回改定時点の耐震化率 （令和2年度）	現状の耐震化率 （令和7年度）	目標とする耐震化率 （令和12年度）
96.8%	99.0%	100%

4 耐震化促進の課題

(1) 住宅所有者の高齢化

旧耐震基準の木造戸建て住宅に住む高齢者世帯主の割合は7割以上となっており、耐震改修工事の資金調達難や後継者不在等の問題もあり、高齢者世帯では工事がなかなか進んでおりません。

(2) 耐震化対象木造戸建て住宅の台帳整備

旧耐震基準の木造住宅は数が多く、毎年度ごとの耐震化対象木造戸建て住宅や所有者等を網羅した台帳はありますが、それらを統合した台帳の整備には至っておりません。

(3) 「81-00 (ハチイチゼロゼロ) 住宅」の耐震化

熊本地震などの直下型地震では、旧耐震基準の木造住宅に被害が集中しましたが、新耐震基準の木造住宅のうち、昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に着工された木造住宅である「81-00住宅」においても、直下型地震による被害が確認されており、耐震化が必要となっています。

(4) 住宅以外の建築物

地震による建物の倒壊は、建物利用者だけでなく地域全体に大きな被害を引き起こします。そのため、所有者一人ひとりが「自分たちの問題」として建物の耐震化に取り組むことが必要不可欠であり、市による耐震改修を進めるための環境整備や補助金による負担軽減などの取組支援が必要となっています。

5 耐震化促進の施策

(1) 耐震改修促進計画の策定

地震による建物の倒壊等から市民の命と財産を守るため、市内の公共建築物及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するため、計画の指針となる「多賀城市耐震改修促進計画」を策定します。

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発

リーフレット・パンフレット等の配布及び広報誌・市ホームページ等の活用による普及・啓発活動を実施し、建築物の耐震化に関する相談を総合的に受付する相談窓口を設置します。

(3) 市有建築物の耐震化

市有建築物の耐震化率を 100%にする予定です。

(4) 耐震診断・改修に係る助成事業の実施

市内の木造住宅の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するため、「多賀城市木造住宅耐震診断等支援事業」及び「多賀城市木造住宅耐震改修促進事業」を実施し、現行耐震基準以前の木造住宅のうち耐震性が十分でない住宅に対して耐震改修工事や建替え工事等の実施を支援します。また、低コスト工法や耐震改修促進事業の代理受領制度（補助利用者が補助金を差し引いた金額を業者に支払う制度。一時的な費用負担を大幅に軽くできます。）等により耐震改修工事の費用負担額を軽減します。

(5) 耐震化率の把握と台帳整備

市内住宅（木造・非木造）と市有建築物の耐震化率を算出し、耐震化促進に係る進捗状況を把握いたします。

また、耐震診断・耐震改修に係る助成対象木造戸建て住宅については、基本的には年度ごとに助成制度利用者の台帳を作成し整備しておりますが、それらを統合した台帳の整備を今後努めてまいります。

(6) その他の取組

地震によるブロック塀等の倒壊を防止し、住民避難や緊急車両の通行を確保するため、避難路等沿道の危険ブロック塀等の除却に対して支援を行う事業を実施いたします。

また、市内に地震により国道等の緊急輸送道路上を塞ぐおそれのある建築物（通行障害既存不適格建築物）は 5 棟あり、倒壊によって道路の機能が妨げられることがないよう、耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し沿道の耐震化の促進に努めます。